

株 式 会 社 コ ー セ ー

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社コーセー
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
- (3) 資 本 金：4,848百万円
従業員数：7,758名（連結）
(2018年3月末現在)
- (4) 事業内容：化粧品製造販売業
- (5) 企業理念

企業メッセージ

「美しい知恵 人へ，地球へ。」

コーセーは美の創造企業として，美にまつわるあらゆる知恵を出し合い，人々のために，そして大切な地球の未来のために，役立てていこうという企業姿勢を表しています。

当社が今後，目指していく方向や姿勢を存在理念「英知と感性を融合し，独自の美しい価値と文化を創造する。」として制定しています。そして存在理念を実現するための基本的な経営理念として「コーセーを愛し支える人達のために」を掲げ，また全社員に求める行動の規範を行動理念として「私が創るコーセーの今と未来」を定めています。

これらはいずれも，新たなる創業の精神を持って時代を切り開き，大きく前進するための指針となるものであり，当社の進むべき方向や姿勢を明らかにするとともに，これを全うしていこうとする強い決意を込めています。

- (6) CIマーク



1991年に株式会社小林コーセーから株式会社コーセーに社名を変更し，コーポレートシンボルとロゴタイプを一新しました。2014年にロゴタイプを新たにし現在にいたっています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

当社の知的財産部門は法務部に属し，法務部には事業全般に関する法務相談，契約を担当する「事業法務課」と，特許・実用新案・商標・意匠等を扱う「知財法務課」が属しています。

(2) 構成及び人員

知財法務課は，主に商標・意匠関連の業務を担当するユニットと，主に特許・実用新案関連の業務を担当するユニットに分かれ，総勢17名にて構成されています。

(3) 沿革

研究所内の化粧品内容物に関する特許・実用新案についての調査，出願，契約等を扱う特許グループと，総務部法務室内の商標・意匠等についての調査，出願，契約等を扱う商標・意匠チームが2018年3月に組織変更で統合され，新たに法務部知財法務課として活動しています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

知的財産を尊重し，健全な事業活動を担うこ

とを基本方針としています。当社の強みである多彩なブランド展開を支える多くの知恵や技術を守り優位性のある商品作りのための権利化と権利の効率的な維持管理、他者の権利を尊重して知的財産リスクを回避する為の調査を行っています。

(2) 特許ユニットの取組み

・発明等の発掘

発明の主な創出部署である研究所とは密接な関係を持ち、一体となって発明の発掘に努めています。当社の特徴として、ブランド別に多くの新商品があり、さまざまな技術が含まれているため、自社開発技術の確保という観点だけでなく、自社商品への技術利用、権利行使、ライセンスなどに活用するための特許権を目指して発明発掘を行っています。

・調査体制

特許調査は、常に新しい情報を研究員と知財法務課員が意見交換をしながら検討を行う体制が構築されています。商品の特許調査は、開発段階から研究員と知財法務課員が相互に調査を実施し、他者の権利を侵害することのないように調査を実践しています。

(3) 商標・意匠ユニットの取組み

・商標・意匠の調査、出願

当社は、アジアや欧米等にも商品を輸出し、販売していますが、国や地域ごとに取扱いブランドが異なります。そのため、当該ブランドの販売国での商標のクリアランス調査を中心に、費用対効果を鑑みた国内外の権利化を行っています。

化粧品パッケージ等の意匠については、一部を除き社内で創作しています。これらの意匠について、使用可否判断を行い、使用が決定した新規性のある意匠について適宜国内外の権利化を行っています。

・模倣品・冒認出願商標対策

自社の主力商品を中心に、中国等での模倣品対策に力を入れています。特に中国では、いわゆる形態模倣被害が多いため、中国での販売の有無によらず、なるべく多くの意匠の権利化を行うようにしています。

一方で、中国では冒認出願商標が後を絶たないため、日本とほぼ同時期に自社商標を出願したり、優先権を活用した出願を推進しています。また、既に存在する冒認商標に対しては、排除するために、異議申立、無効審判、不使用取消審判等手を尽くしています。

(4) 知的財産教育

法務部として社内の教育に当たり、全社員を対象としたネットを介したe-ラーニングや、特定の分野を取り上げるトピックス講座、研究員を対象とした入社年度による階層別特許教育を行うとともに日々の業務を通じたOJTによる教育を行っています。教育には、法務部員が講師を務めるほか、社外講師を招聘して実施しています。こうした教育を通じて、社員が知的財産の意義を理解し、意識を深められる土壌を作ることを目指しています。また、知財法務課員は、積極的に社外セミナーを受講するなど会社全体の知的財産の意識向上に貢献しています。

4. 今後の計画、希望など

2018年度より、新たに法務部知財法務課として知的財産に関する活動をしており、知的財産全般の有効活用の推進に努めます。そのため特許をはじめとする知的財産権の創出と権利化保護、活用を継続的に行いながら、グローバルにおけるブランドマネジメントの強化にも取り組んでいき、海外の事業展開に貢献するための知的財産活動を目指していきます。

(原稿受領日 2019年2月1日)